

## 市道橋上通りエレベーター広告掲出実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、下松市有料広告の掲載に関する要綱（平成21年1月30日制定。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、下松市が管理する市道橋上通りエレベーターの掲示板（以下「掲示板」という。）への広告掲出について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱及び下松市有料広告の募集及び掲載に関する基準（平成21年1月30日制定。以下「基準」という。）で使用する用語の例による。

### (広告の掲出場所、規格等)

第3条 広告を掲出する場所、規格、数量及び位置は、次のとおりとする。

場 所	規 格	種 類	数 量	位 置
市道橋上通り エレベーター掲示板	A1判 (縦841mm×横594mm)	ポスター	4枠	市が指定する位置

2 広告料は、1枠当たり月額2,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を最低とする。

### (募集)

第4条 広告を掲示板に掲出できる者（以下「広告掲出者」という。）は、公募により募集する。ただし、公募によっても広告を掲出する枠に空きがあるときは、随時に広告掲出者を募集する。

### (決定)

第5条 市長は、前条の募集に対し、応募があったときは、要綱及び基準に基づき、応募者及び応募内容について審査し、広告掲出者を決定する。

2 市長は、前項の規定を行ったときは、その結果を速やかに応募者に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により決定した広告掲出者が、第7条に規定する契約の締結を行わないときは、当該決定を取り消すものとする。

### (道路の占用許可等)

第6条 前条第1項により契約の相手方として決定された広告掲出者は、広告の掲出をするに当たっては、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定による道路の占用の許可を受けなければならない。

### (契約の締結)

第7条 市長は、前条に規定する許可を受けた広告掲出者と、広告掲出に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(広告内容等の審査及び修正)

第8条 市長は、広告掲出者が掲出しようとする広告の内容等が明らかとなる資料を、あらかじめ広告掲出者に提出させ、これを審査するものとする。

2 市長は、前項の審査において、広告の内容等が要綱及び基準に反すると判断したときは、広告掲出者に対し、広告の内容等の修正等を指示するものとする。広告が掲出中であっても同様とする。

(契約の解除)

第9条 市長は、広告掲出者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができる。

- (1) 指定をする期日までに、契約に定める広告料の納付がない場合
- (2) 第6条に規定する許可が取り消された場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲出者を継続することが適当でないと市長が判断した場合

(広告料の還付)

第10条 徴収した広告料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年1月24日から施行する。